



## ○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のお知らせ

このことについて、7月31日～9月4日の予定で公募が実施されます。

《昨年度からの変更点》

- ※ 車両買換の場合、東日本大震災(平成23年3月11日)以降に、車検証の交付を受けた(車検が通った車両)は対象外となりました。
- ※ 補助事業の実績報告の際、廃車証明書(永久抹消証明書に限る)の提出が必要です。
- ◆ 詳細については商工会までお問い合わせ下さい。

## ○商工会館改築審議委員会の設置

商工会館の改築を審議する委員会を今年度新たに設置しました。

委員会は企画・建設・財務の3つに分かれ、震災の被害を受けた会館の改築について協議しております。

委員会の意見は、理事会で改築の方法・予算について協議された後に、会員の皆様にご承認をいただく予定です。

## ○飯舘村勤労者互助会会員福利厚生事業

### 「さくらんぼ狩り・懇親会」を開催しました

勤労者互助会は、未組織(労働組合の組織されていない)事業所に働く労働者の生活や労働福祉の向上を図るため設立され、「共済事業」「レクリエーション事業」などの活動をしています。今回は福利厚生事業の一つとして6月22日(日)に山形県南陽市の松田観光果樹園でさくらんぼ狩りを楽しんでから、場所を移動して「赤湯温泉 上杉の御湯 御殿守」にて入浴をした後、懇親会を開催しました。懇親会后、よねおりかんこうセンターにて買い物を楽しみました。当日は会員、会員の家族等含めて約25名参加のもと会員の交流が図れた楽しい一日でした。



※ 飯舘村勤労者互助会では、会員を募集しています。商工会員事業所で、ご興味・ご加入の希望等ございましたら、事業所へお伺いして互助会の内容説明をさせていただきますので、商工会事務局までご連絡下さい。会員の資格は、飯舘村内に事業所を有する事業所の従業員及び事業主または、飯舘村内に居住する勤労者。ただし、期間を定めて雇用されている方、試用期間中の方は除きます。

入会金500円、会費月600円(内500円は共済掛金)

## ○ふくしま産業復興雇用支援事業(助成金)

～被災者を雇い入れた事業主の皆さまへ～

≪申請期間≫ **平成26年7月16日(水)～平成26年12月12日(金)**

※ただし応募状況によりこれより前に募集を締め切る場合があります。

### ◆制度概要

被災求職者を雇用する場合に、県等の産業施策と一体となった雇用面(雇入れに係る費用)の支援をします。

### ◆対象事業所

平成23年3月11日以降に、県が定める国又は地方自治体の補助金・融資の採択を受けた事業所。

### ◆要件(対象労働者)

【対象者】県内在住の被災求職者(平成23年3月11日時点で県内に所在する事業所に雇用されていた者、又は県内に居住していた求職者。新規卒業者を含む。)

【助成対象となる雇用】

**平成23年11月21日以降平成26年12月12日(申請期限)までに雇用(再雇用を含む)した被災求職者。**但し、再雇用の割合(雇入れ数に占める再雇用者数の割合)は8割以下。(再雇用者は新規雇用者の人数の4倍以下)

※ 短時間労働者は、雇用保険の一般被保険者(週20時間以上)の場合に限る。

### ≪申請上の注意事項≫

- ・助成金の対象となる労働者の雇入れは、原則として対象事業の開始日(補助金の交付決定日、融資の借入日など)以降になります。対象事業の開始日前に雇入れた場合は、対象事業との関連性があることについての申立書を提出して下さい。
- ・平成26年7月1日以降に雇入れた方については、雇入れ日より60日以内に申請しないと、支給額が満額とならない場合があります。

【雇用期間】「正規雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」

【支給期間】支給決定日から3年間としていた支給対象期間を「起算日から3年間」へと変更

A:平成26年6月30日までに雇入れた場合の起算日は平成26年7月1日で統一

B:平成26年7月1日以降に雇入れた場合の起算日は雇入れ日

【支給時期】支給決定日から6ヵ月ごとの支給から、起算日から1年ごとへの支給へ変更。

### ◆給額等(雇用者1人当たりの支給額)

- ・3年間の総額で最大**225万円**(1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円)
- ・短時間労働者は、3年間の総額で最大**110万円**(各年の支給額は段階的に減額)。

※再雇用者は、一人当たりの支給額が一部減額となる場合があります。

### ◆支給申請手続き

#### ☆支給申請書の提出先

最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)まで持参または郵送(書留など配達記録が残る方法。締切日消印有効。)して下さい。なお、申請に係る経費は全て申請者の負担となります。

※ **申請書の様式や提出書類にも変更がありますので、平成26年度の様式で申請して下さい。**

◆詳細については、商工会までお問い合わせ下さい。

## ○技能講習会のお知らせ

### ・「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」について

1. 講習日時・会場

平成26年10月15日(水)～17日(金)(3日間)、受付午前8時15分、開始午前8時45分  
会津若松建設会館(会津若松市山鹿2-16)

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

2. 申込み受付期間・定員

平成26年9月3日(水)～平成26年10月3日(金)

申込み順で定員80名とします。

3. 受講料

講習区分	①	②	③
	全科目を受講する者	一部科目免除者	
	土木施工管理技術検定合格者等。	建設科、土木科、さく井科の職業訓練指導員。免許取得者。	
	学科17時間	学科3時間	学科1.5時間
受講料	13,910円	6,890円	4,730円

### ・「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習」について

1. 講習日時・会場

平成26年10月21日(火)～22日(水)(2日間)、受付午前8時15分、開始午前8時45分  
郡山建設会館(郡山市台新1丁目33-5)

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

2. 申込み受付期間・定員

平成26年9月8日(月)～平成26年10月10日(金)

申込み順で定員80名とします。

3. 受講料

講習区分	①	②	③	④
	全科目を受講する者	一部科目免除者		
	①型枠支保工の組立て者②足場の組立て等③建築物等の鉄骨の組立て等④鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	①木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第1条、第1号～第4号及び第6号に該当するもの②職業能力開発促進法施行規則に基づく建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者③職業能力開発促進法施行令に基づく建築大工又はとびに係る1級、2級の技能検定合格者	とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	
	学科13時間	学科8.5時間	学科3時間	学科1.5時間
受講料	9,100円	7,480円	5,860円	3,700円

## ・「足場の組立て等作業主任者技能講習」について

### 1. 講習日時・会場

開催月		講習日・会場	受付開始日	受付締切日
9月	開催日	25日(木)・26日(金)	8月18日(月)	9月12日(金)
	場 所	いわき建設会館 いわき市平字童子町4-18		
10月	開催日	29日(水)・30日(木)	9月16日(火)	10月17日(金)
	場 所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
11月	開催日	26日(水)・27日(木)	10月20日(月)	11月14日(金)
	場 所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
12月	開催日	18日(木)・19日(金)	11月17日(月)	12月5日(金)
	場 所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		

※受付は午前8時15分。講習は午前8時45分開始。

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

### 2. 定員

申込み順で、各開催定員80名とします。

### 3. 受講料

講習区分	①	②	③
	全科目を受講する者	一部科目免除者	足場の組立て等作業主任者技能講習規程等第1条に該当する者又はとびに係る1級、2級の技能検定合格者
	学科13時間	学科3時間	学科1.5時間
合計	9,210円	5,970円	3,810円

○各開催定員になり次第締切りますので、申込みの際には問い合わせの上お申込み下さい。  
なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

○お問い合わせ

〒960-8061 福島市五月町4-25  
建設業労働災害防止協会福島県支部

TEL(024)-522-2266  
FAX(024)-522-4513

## ○事務局からのお願い

平成26年度の商工会費(一律4,500円/年)、青年部費(3,000円/年)、女性部費(2,000円/年)、青色申告会費(3,000円/年)をまだ納めて頂いていない会員事業所の方は、早めの納入にご協力くださるようお願いいたします。ご連絡いただければ集金にお伺いいたします。